



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年6月25日金曜日 第218号

## ◇ 目 次 ◇

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更.....（税務課）... 919

土地改良事業の工事の完了.....（農地整備課）... 919

解除予定保安林.....（森林整備課）... 919

都市計画事業の事業計画の変更認可.....（都市整備課）... 920

土地改良区役員の就退任の届出（3件）.....（東予地方局農村整備課）... 920

土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧（2件）.....（ " ）... 921

建設業者の許可の取消し.....（東予地方局管理課）... 921

土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）... 921

土地改良区の定款変更の認可.....（ " ）... 922

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 922

建設業者の許可の取消し.....（南予地方局管理課）... 922

道路の供用開始（県道小田河辺大洲線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 922

## 訓 令

愛媛県保健所処務規程の一部を改正する訓令.....（環境政策課）... 923

## 公 告

登録販売者試験の実施.....（薬務衛生課）... 925

争議行為の通知の公表.....（労政雇用課）... 925

愛媛県立農業大学校入学試験の実施.....（農政課農地・担い手対策室）... 925

愛媛県立松山工業高等学校マシニングセンタ設備の製造.....（高校教育課）... 926

## 公営企業告示

落札者等の告示.....（公営企業管理局総務課）... 927

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第873号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、令和3年6月11日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

令和3年6月25日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売りさばき人氏名	変 更 事 項	
		新	旧
21	一般社団法人 愛媛県猟友会 松山支部 支部長 尾形 節夫	1 代表者氏名 尾形 節夫	1 代表者氏名 福泉 建一

### ○愛媛県告示第874号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和3年6月25日

## 愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ほ場整備事業	内子地区 （内子町）	令和3年5月24日
農業用道路整備事業	内子地区 （内子町）	平成29年1月10日

### ○愛媛県告示第875号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年6月25日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所  
上浮穴郡久万高原町西谷字横野8107の6から8107の12まで、8109の2、8109の3
- 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第876号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、西条都市計画下水道事業西条公共下水道（西条市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

令和3年6月25日

愛媛県知事 中村 時 広

1 事業施行期間

昭和50年1月10日から

令和6年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

○愛媛県告示第877号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市河原津土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年6月25日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	丹 幸 大	西条市河原津新田甲121番地10
"	丹 勤	西条市河原津新田甲121番地 9
"	丹 勝 幸	西条市河原津新田甲121番地 3
"	伊 藤 武 美	西条市河原津新田甲121番地 1
"	酒 井 仁 志	西条市河原津新田甲286番地 2
監 事	酒 井 睦 雄	西条市河原津新田甲121番地 8
"	伊 藤 澄 勇	西条市河原津新田甲121番地 6

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	丹 幸 大	西条市河原津新田甲121番地10
"	丹 勤	西条市河原津新田甲121番地 9
"	丹 勝 幸	西条市河原津新田甲121番地 3
"	丹 省 吾	西条市河原津新田甲286番地 1
"	酒 井 仁 志	西条市河原津新田甲286番地 2
監 事	酒 井 睦 雄	西条市河原津新田甲121番地 8
"	伊 藤 澄 勇	西条市河原津新田甲121番地 6

○愛媛県告示第878号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市三芳土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年6月25日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	垂 水 久 明	西条市三芳879番地 1
"	莖 田 常 秋	西条市三芳1980番地
"	日和佐 廣 昭	西条市三芳1084番地
"	曾 我 良 男	西条市三芳1555番地 1
"	内 藤 一 行	西条市三芳1158番地 1
"	行 本 堯	西条市三芳1619番地 2
"	高 橋 信 久	西条市三芳1039番地
"	藤 原 和 規	西条市三芳792番地
"	中 西 浩 二	西条市三芳845番地
"	桑 原 茂 樹	西条市三芳1931番地
"	立 野 宜 弘	西条市三芳128番地
"	渡 邊 秀 宜	西条市三芳1798番地11
"	渡 辺 一 生	西条市三芳1052番地 2
監 事	山 内 哲	西条市三芳1632番地
"	永 市 正 明	西条市三芳970番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	莖 田 元 近	西条市三芳947番地 2
"	豊 田 理 雄	西条市三芳2170番地
"	渡 邊 信 義	西条市三芳1722番地 1
"	莖 田 常 秋	西条市三芳1980番地
"	垂 水 波 四 郎	西条市三芳1986番地
"	内 藤 一 行	西条市三芳1158番地 1
"	曾 我 良 男	西条市三芳1555番地 1
"	日和佐 廣 昭	西条市三芳1084番地
"	垂 水 久 明	西条市三芳879番地 1
"	行 本 和 文	西条市三芳1688番地 2
"	行 本 堯	西条市三芳1619番地 2
"	高 橋 信 久	西条市三芳1039番地
"	川 瀧 信 之	西条市三芳181番地 2
"	莖 田 友 茂	西条市三芳1981番地
監 事	垂 水 文 孝	西条市三芳917番地
"	立 野 宜 弘	西条市三芳128番地
"	山 内 哲	西条市三芳1632番地

○愛媛県告示第879号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市吉岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年6月25日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 田 好 一	西条市広岡564番地
"	檜 垣 俊 剛	西条市安用甲308番地 1
"	佐々木 功	西条市広岡甲212番地 2
"	宮 田 隆 司	西条市上市56番地
"	大 西 義 信	西条市安用甲598番地

〃	村上 和 則	西条市安用甲741番地 1
監 事	佐々木 俊 隆	西条市上市甲364番地
〃	鈴木 伸 二	西条市新町14番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 田 好 一	西条市広岡564番地
〃	近 藤 康 夫	西条市上市甲656番地
〃	佐々木 功	西条市広岡甲212番地 2
〃	宮 田 隆 司	西条市上市56番地
〃	大 西 強	西条市安用585番地
〃	村 上 和 則	西条市安用甲741番地 1
監 事	越 智 健 次	西条市安用甲303番地
〃	鎌 田 篤 平	西条市安用出作133番地 1

○愛媛県告示第880号

新居浜市中村土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和3年6月25日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

- 1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新居浜市中村土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 新居浜市中村土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
令和3年6月30日から7月29日まで
- 3 縦覧場所  
新居浜市役所本庁

○愛媛県告示第881号

新居浜市萩生土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和3年6月25日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 新居浜市萩生土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
  - (2) 新居浜市萩生土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
令和3年6月30日から7月29日まで
- 3 縦覧場所  
新居浜市役所本庁

○愛媛県告示第882号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和3年6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 理 由 とな っ た 事 実
(般 - 29) 第4619号	平成29年5月10日	(株)篠原鉄筋	篠原 博	新居浜市船木5095 - 1	令和3年4月28日	鉄筋工事業	建設業の廃止
(般 - 1) 第16507号	令和元年6月8日	カマダ建築設備	鎌田 昌一	今治市矢田乙402 - 10	令和3年4月28日	土木工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 1) 第9735号	令和2年2月6日	(株)ケーディーケー	近藤 朝繁	四国中央市中之庄町133 - 2	令和3年5月13日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 28) 第11215号	平成28年8月16日	和田建築	和田 佳忠	四国中央市豊岡町大町955	令和3年5月31日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第883号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市南吉田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年6月25日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 寛	松山市南吉田町1776
〃	木 村 辰 夫	松山市南吉田町1796 - 3
〃	関 谷 清	松山市南吉田町1052

〃	藤 内 栄	松山市南吉田町1056
〃	関 谷 重 男	松山市南吉田町919
〃	鶴 籠 洋	松山市南吉田町910
〃	堀 岡 公 男	松山市南吉田町2801
〃	新 田 雅 俊	松山市南吉田町1295
〃	神 野 吾	松山市南吉田町1515
〃	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502
〃	乘 松 清 高	松山市南吉田町1110
〃	玉 矢 啓 介	松山市南吉田町1411 - 11
〃	高 須 賀 宏 一	松山市南吉田町338 - 2
監 事	土 屋 博 文	松山市南吉田町1050
〃	村 上 壽	松山市南吉田町1801
〃	鶴 籠 玉 明	松山市南吉田町1084 - 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 寛	松山市南吉田町1776
"	木 村 辰 夫	松山市南吉田町1796 - 3
"	関 谷 清	松山市南吉田町1052
"	藤 内 栄	松山市南吉田町1056
"	関 谷 重 男	松山市南吉田町919
"	鷓 籠 洋	松山市南吉田町910
"	堀 岡 公 男	松山市南吉田町2801
"	高 本 壽 夫	松山市南吉田町1090
"	神 野 吾	松山市南吉田町1515
"	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502

"	乗 松 清 高	松山市南吉田町1110
"	玉 矢 昌 志	松山市南吉田町1269
"	高 須 賀 宏 一	松山市南吉田町338 - 2
監 事	土 屋 博 文	松山市南吉田町1050
"	村 上 壽	松山市南吉田町1801
"	新 田 雅 俊	松山市南吉田町1295

○愛媛県告示第884号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市保免土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年6月25日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

○愛媛県告示第885号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年6月25日

愛媛県中予地方局長 高 橋 敏 彦

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
3中局建（開）第17号 令和3年6月17日	東温市北野田字大地140番1	東温市北野田333番地1 井 上 洋 井 上 詩 生

○愛媛県告示第886号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和3年6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般 - 2)第7312号	令和2年9月7日	丸井建設(株)	丸井 和人	西予市三瓶町朝立3 - 7 - 2	令和3年5月6日	土木工事業、建築工事業 とび・土工工事業 石工事業、管工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業、造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 1)第15652号	令和元年11月5日	奥嶋設備(有)	奥嶋 茂	八幡浜市1469 - 10	令和3年5月11日	土木工事業、管工事業 水道施設工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
(般 - 29)第9671号	平成29年11月27日	(有)藤原建設	藤原 勲	西予市城川町古市137	令和3年5月21日	土木工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第887号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡内子町寺村2654番2から 同町寺村2656番2まで	令和3年6月25日

訓 令

○愛媛県訓令第15号

庁 中 一 般  
保 健 所

愛媛県保健所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年6月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県保健所処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県保健所処務規程（昭和26年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表（第4条、第8条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					別表（第4条、第8条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			所長	課長				所長	課長	
環 境 保 全 課	1 省略				環 境 保 全 課	1 省略				
	2 大気 汚染防 止法 (昭和 43年法 律第97 号)の 施行に 関する 事務	1 ばい煙発生施設に関する こと。				2 大気 汚染防 止法 (昭和 43年法 律第97 号)の 施行に 関する 事務	1 ばい煙発生施設に関する こと。			
		(1) 設置の届出の受理（第6条 第1項_____）					(1) 設置の届出の受理（第6条 第1項、大気汚染防止法施行 規則（昭和46年厚生省・通商 産業省令第1号。以下この部 において「省令」という。） 第9条）			
		(2) 使用の届出の受理（第7条 第1項_____）					(2) 使用の届出の受理（第7条 第1項、省令第9条）			
		(3) 構造等の変更の届出の受理 （第8条第1項_____）					(3) 構造等の変更の届出の受理 （第8条第1項、省令第9 条）			
		(4)~(9) 省略					(4)~(9) 省略			
		2 揮発性有機化合物排出施設に 関すること。					2 揮発性有機化合物排出施設に 関すること。			
	(1) 設置の届出の受理（第17条 の5第1項_____）			(1) 設置の届出の受理（第17条 の5第1項、省令第9条の 3）						
	(2) 使用の届出の受理（第17条 の6第1項_____）			(2) 使用の届出の受理（第17条 の6第1項、省令第9条の 3）						
	(3) 構造等の変更の届出の受理 （第17条の7第1項_____）			(3) 構造等の変更の届出の受理 （第17条の7第1項、省令第 9条の3）						
	(4)~(8) 省略			(4)~(8) 省略						
	3 省略			3 省略						
	4 特定粉じん発生施設に関する こと。			4 特定粉じん発生施設に関する こと。						

	(1) 設置の届出の受理(第18条の6第1項 _____ )				(1) 設置の届出の受理(第18条の6第1項、 <u>省令第10条の3</u> )			
	(2) 構造等の変更の届出の受理(第18条の6第3項 _____ )				(2) 構造等の変更の届出の受理(第18条の6第3項、 <u>省令第10条の3</u> )			
	(3) 使用の届出の受理(第18条の7第1項 _____ )				(3) 使用の届出の受理(第18条の7第1項、 <u>省令第10条の3</u> )			
	(4)~(8) 省略				(4)~(8) 省略			
	5 省略				5 省略			
	6 水銀排出施設に関すること。				6 水銀排出施設に関すること。			
	(1) 設置の届出の受理(第18条の28第1項 _____ )				(1) 設置の届出の受理(第18条の28第1項、 <u>省令第10条の6</u> )			
	(2) 使用の届出の受理(第18条の29第1項 _____ )				(2) 使用の届出の受理(第18条の29第1項、 <u>省令第10条の6</u> )			
	(3) 構造等の変更の届出の受理(第18条の30第1項 _____ )				(3) 構造等の変更の届出の受理(第18条の30第1項、 <u>省令第10条の6</u> )			
	(4)~(9) 省略				(4)~(9) 省略			
	7・8 省略				7・8 省略			
3	省略				3 省略			
4	水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の施行に関する事務	1 特定施設等に関すること。			4 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の施行に関する事務	1 特定施設等に関すること。		
		(1) 特定施設の設置の届出の受理(第5条第1項 _____ )			(1) 特定施設の設置の届出の受理(第5条第1項、 <u>水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号。以下この部において「省令」という。)</u> 第6条)			
		(2) 有害物質使用特定施設等の設置の届出の受理(第5条第2項、第3項 _____ )			(2) 有害物質使用特定施設等の設置の届出の受理(第5条第2項、第3項、 <u>省令第6条</u> )			
		(3)~(5) 省略			(3)~(5) 省略			
		(6) 構造等の変更の届出の受理(第7条 _____ )			(6) 構造等の変更の届出の受理(第7条、 <u>省令第6条</u> )			
		(7)~(12) 省略			(7)~(12) 省略			
2~11	省略			2~11	省略			
5~8	省略			5~8	省略			
9	ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第 _____ )	1 ダイオキシン類の排出の規制に関すること。			9 ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第 _____ )	1 ダイオキシン類の排出の規制に関すること。		
		(1) 特定施設の設置の届出の受理(第12条第1項 _____ )			(1) 特定施設の設置の届出の受理(第12条第1項、 <u>ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年総理府令第67号。以下この項において「省令」という。)</u> 第5条)			

105号)の施行に関する事務	(2) 省略		
	(3) 特定施設の構造等の変更の届出の受理(第14条第1項_ )		
	(4)~(10) 省略		
	2~5 省略		
10~17 省略			
備考 省略			

105号)の施行に関する事務	(2) 省略		
	(3) 特定施設の構造等の変更の届出の受理(第14条第1項_ 省令第5条)		
	(4)~(10) 省略		
	2~5 省略		
10~17 省略			
備考 省略			

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

登録販売者試験の実施について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項の規定により、令和3年登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和3年6月25日

愛媛県知事 中村時広

- 試験の日時  
令和3年11月9日(火)午前10時
- 試験の場所  
愛媛国際貿易センター 愛媛県松山市大可賀二丁目1番28号  
ただし、受験申込者が多数の場合は、他の会場においても実施することがある。
- 受験申請書の提出期間  
令和3年8月2日(月)から17日(火)まで
- 受験申請書の提出先  
住所地を管轄する保健所(松山市の区域にあっては、中予保健所)とする。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和3年6月11日あったので公表する。

令和3年6月25日

愛媛県知事 中村時広

- 事件 令和3年度夏季一時金に関する事項
- 日時 令和3年6月26日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 場所

法 人 名	所 在 地
一般財団法人 創精会	松山市美沢1-10-38

- 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

○公 告

愛媛県立農業大学校入学試験の実施について

令和4年度愛媛県立農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

令和3年6月25日

愛媛県知事 中村時広

- 入学試験の区分  
総合農学科及びアグリビジネス科
- 入学試験の期日
  - 総合農学科
    - 推薦入学試験  
令和3年10月7日(木) 学科試験及び面接試験
    - 一般入学試験(1次募集)  
令和4年1月20日(木) 学科試験及び面接試験
    - 一般入学試験(2次募集)。ただし、1次募集で定員に満たない場合のみ実施する。  
令和4年3月3日(木) 学科試験及び面接試験
  - アグリビジネス科
    - 入学試験(1次募集)  
令和3年10月7日(木) 学科試験及び面接試験
    - 入学試験(2次募集)。ただし、1次募集で定員に満たない場合のみ実施する。  
令和4年1月20日(木) 学科試験及び面接試験
- 入学試験の場所  
松山市下伊台町1553番地  
愛媛県立農業大学校
- 募集人員、修業年限及び受験資格
  - 総合農学科

コース	修業年限	募集人員
農産園芸コース	2年	55人
果樹コース		
畜産コース		
受験資格	次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者(令和4年3月に卒業見込みの者を含む。) (2) (1)に掲げる者のほか、知事がこれらの者と同等以上の学力を有すると認められた者	

- アグリビジネス科

コース	修業年限	募集人員
農業経営者養成コース	1年	5人
受験資格	次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法による大学を卒業した者(令和4年3月に卒業見込みの者を含む。)又は同法による専門職大学の前期課程を修了した者(令和4年3月に修了見込みの者を含む。) (2) 学校教育法による高等専門学校を卒業した者(令和4年3月に卒業見込みの者を含む。) (3) 学校教育法による専修学校の専門課程(修業年限が2年以上のものに限る。)を修了した者(令和4年3月に修了見込みの者を含む。) (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者であって2年以上の就業経験を有するもの (5) 都道府県立農業者研修教育施設養成部門(農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。)を卒業した者(令和4年3月に卒業見込みの者を含む。) (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、知事がこれらの者と同等以上の能力を有すると認めたる者	

5 学科試験科目

(1) 総合農学科

ア 推薦入学試験

小論文

イ 一般入学試験(1次募集)

国語(古典及び古典講読を除く。)及び一般教養(数学及び理科)

ウ 一般入学試験(2次募集)(実施する場合)

国語(古典及び古典講読を除く。)及び一般教養(数学及び理科)

(2) アグリビジネス科

ア 入学試験(1次募集)

小論文

イ 入学試験(2次募集)(実施する場合)

小論文

6 入学願書受付期間

(1) 総合農学科

ア 推薦入学試験

令和3年9月8日(水)から9月22日(水)まで

イ 一般入学試験(1次募集)

令和3年12月6日(月)から12月20日(月)まで

ウ 一般入学試験(2次募集)(実施する場合)

令和4年2月3日(木)から2月17日(木)まで

(2) アグリビジネス科

ア 入学試験(1次募集)

令和3年6月25日(金)から8月31日(火)まで

イ 入学試験(2次募集)(実施する場合)

令和3年10月25日(月)から11月30日(火)まで

(3) 郵送による場合は、総合農学科及びアグリビジネス科とも当該受付期間の締切日までの消印があるものは、受け付ける。

7 受験手続

入学願書に次に掲げる書類等を添えて愛媛県立農業大学校長に提出すること。

- (1) 総合農学科への入学を希望する者には最終学校の調査書又は卒業証明書及び成績証明書、アグリビジネス科への入学を希望する者には最終学校の卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は修了証明書若しくは修了見込証明書及び成績証明書

- (2) 総合農学科への推薦入学を希望する者には、出身高等学校又は出身中等教育学校の長の推薦書  
 (3) 入学選考料として2,200円の愛媛県収入証紙  
 8 その他入学試験の詳細については、愛媛県立農業大学校に問い合わせること。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年6月25日

愛媛県立松山工業高等学校長 西 岡 誠

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立松山工業高等学校マシニングセンタ設備の製造

(2) 製造物品名及び数量

マシニングセンタ設備の製造 一式

(3) 製造物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和4年3月18日(金)

(5) 納入場所

愛媛県立松山工業高等学校第5教棟1階機械加工実習室

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。  
 (2) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。  
 (3) 納入期限までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県立松山工業高等学校事務室

〒790 0021 愛媛県松山市真砂町1番地

電話番号 089 931 8195

(2) 入札書の受領期限

令和3年8月5日(木)午前8時15分から8月6日(金)午後4時45分まで

(3) 入札説明書の交付方法

令和3年6月25日(金)から8月4日(水)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(令和3年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成27年



法律第33号)第32条第2項の規定により読み替えられた祝日を含む。)を除く。)の午前8時15分から午後4時45分までをいう。)に(1)に掲げる場所で交付するほか、愛媛県立松山工業高等学校ホームページにおいて公表する。

(4) 開札の日時及び場所

令和3年8月10日(火)午前10時00分

愛媛県立松山工業高等学校小会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す業務を提供できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、発注者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限:令和3年7月29日(木)午後4時45分

イ 提出場所:3の(1)に掲げる場所

ウ 提出方法:持参又は郵送(配送証明付き郵便に限る。)

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると学校長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be manufactured: Machining center , 1

(2) Time limit of tender: 4:45 p.m . , 6 August 2021

(3) For further information , please contact: Matsuyama technical high school , 1 , Masagocho , Matsuyamashi , Ehime , 790 0021 Japan

Tel 089 931 8195

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第12号

次のとおり落札者を決定した。

令和3年6月25日

愛媛県公営企業管理者 山口真司

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
薬剤関係機器 1式 (県立新居浜病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和3年5月28日	株式会社アスティス 愛媛県松山市高野町甲1番地1	65,142,000円	一般競争入札	令和3年4月9日